



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社フジ
代表者名 代表取締役社長 尾崎 英雄
(コード：8278、東証第一部)
問合せ先 専務取締役専務執行役員
企画・開発本部長 佐伯 雅則
(TEL. 089-922-8112)

会 社 名 株式会社ツルハホールディングス
代表者名 代表取締役社長 堀川 政司
(コード：3391、東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 大船 正博
(TEL. 011-783-2755)

株式会社レデイ薬局の株券等（証券コード 3027）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社フジ（以下「フジ」といいます。）及び株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といい、フジ及びツルハHDを総称して「公開買付者ら」といいます。）は、平成 27 年 4 月 13 日開催のそれぞれの取締役会において、株式会社レデイ薬局（以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 27 年 4 月 14 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 27 年 5 月 18 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けが成立したため、公開買付者らが平成 27 年 4 月 13 日付「株式会社レデイ薬局の株券等（証券コード 3027）に対する公開買付けの開始及び資本業務提携に関するお知らせ」（以下「平成 27 年 4 月 13 日付プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、公開買付者らは、ツルハHDが単独で公開買付者となり、平成 27 年 6 月 2 日から平成 27 年 7 月 13 日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を実施する予定です。

第二回公開買付けは、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、本公開買付けの結果、公開買付者らがそれぞれ所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とし、また、買付予定数に上限及び下限を設定しないことを予定しているため、ツルハHDは、応募株券等の全部の買付け等を行います。第二回公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格 800 円に比べて 200 円（25.00%）高い 1,000 円を予定しております。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者らの名称及び所在地

名 称 株式会社フジ
本店所在地 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号

名 称 株式会社ツルハホールディングス
本店所在地 札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号

(2) 対象者の名称
株式会社レデイ薬局

(3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,076,947 株	3,152,600 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,152,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,152,600株)以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者の株券等の最大数である7,076,947株としております。これは、対象者が平成27年4月13日に公表した平成27年2月期決算短信〔日本基準〕(非連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成27年2月28日現在の発行済株式総数(10,799,500株)からフジが所有する対象者株式の数(3,697,500株)及び対象者決算短信に記載された平成27年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数(25,053株)を控除した株式数(7,076,947株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、フジが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付者らは、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,152,600株)以上、3,163,958株以下の場合には、応募株券等の総数の2分の1ずつ(ただし、端数が生じた場合には、フジの買付予定数についてはこれを切り上げるものとし、ツルハHDの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとし)をフジ及びツルハHDがそれぞれ買付け等を行い、応募株券等の総数が3,163,958株を超えた場合には、応募株券等の総数のうち、1,581,979株までについてはフジが買付け等を行い、それを超える数の応募株券等についてはその全てをツルハHDが買付け等を行います。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成27年4月14日(火曜日)から平成27年5月18日(月曜日)まで(21営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成27年5月29日(金曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、800円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,152,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（3,152,600株）が買付予定数の下限（3,152,600株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成27年5月19日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	3,152,600株	3,152,600株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	3,152,600株	3,152,600株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(注) 公開買付者らは、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,152,600株）以上、3,163,958株以下の場合には、応募株券等の総数の2分の1ずつ（ただし、端数が生じた場合には、フジの買付予定数についてはこれを切り上げるものとし、ツルハHDの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとし）をフジ及びツルハHDがそれぞれ買付け等を行い、応募株券等の総数が3,163,958株を超えた場合には、応募株券等の総数のうち、1,581,979株までについてはフジが買付け等を行い、それを超える数の応募株券等についてはその全てをツルハHDが買付け等を行うこととしておりましたが、フジ及びツルハHDが買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株式に換算した買付数
フジ	1,576,300株
ツルハHD	1,576,300株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	36,975個	(買付け等前における株券等所有割合 34.32%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	22,286個	(買付け等前における株券等所有割合 20.68%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	68,501個	(買付け等後における株券等所有割合 63.58%)

買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,027 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.95%)
対象者の総株主等の議決権の数	107,742 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年1月9日に提出した第49期第3四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の単元未満株式300株から、平成26年8月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式53株を控除した247株に係る議決権の数である2個）を加えて、107,744個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成27年5月25日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、平成27年4月13日付プレスリリースに記載の内容から変更はございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社ツルハホールディングス	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上